

# 『明月記』俊成死亡記事の作為

——漢文日記の文学性への一試論——

滝 沢 優 子

## 序

漢文日記は、二千を数える作品群<sup>①</sup>でありながら、仮名日記の比較対照として文学性を否定されて以来、研究の対象とされることは極めて稀である。仮名日記が「自照文学」という概念を捻出し、規定された一方で、漢文日記はこれに対する当て馬の如く、貶められ斥けられ、何らの価値を認められて来なかった。しかし不思議なことに、仮名日記の文学的な特性を見出そうとしたとき、題材となる仮名日記の研究はされたが、比較対照とする漢文日記について、等価の研究は行われていない。即ち、漢文日記への評価とは、各作品の研究成果を踏まえぬまま、総論において文学性を否定するということに公平を欠く態度によってもたらされた結果であった。そうした中、石田吉貞氏が「漢文日記について」と題する論考において、漢

文日記の文学性を初めて積極的に肯定、その研究の必要性を説かれたのは、昭和三十二年十月に遡る。その後は位藤邦生氏<sup>②</sup>により研究は進められてはいるものの、漢文日記の膨大な数に比べれば研究者の数はあまりに少なく、今もつて緒にいたばかりと言わざるを得ない。石田氏が提案されたように「漢文日記は（略）その数々が莫大であるから（略）その中から代表的なもの、または研究者各自が望むところのものを選び出し」<sup>③</sup>た上で、各作品を熟読し、その特性を把握するところから始める方が建設的であろう。

近年、歴史学の分野において漢文日記の伝本研究の成果は目覚ましく、注釈的研究も進んでいる。また、松園齊氏により「日記の家」<sup>④</sup>なる概念が整理され、提唱されている。それによれば、日記は単なる備忘録や儀式の記録としてではなく、後人の精神的な抛り所であり、一族の紐帯として機能するものであったという。これらの

ことを考え合わせれば、作者の側にしても、子孫という読者に対して伝えるべき内容を検討し、話柄を取捨選択していたという推測も成り立つのではないだろうか。朝儀典例の記録などを子孫の為に書き残そうという意識は、文学作品における作者が読者を想定して書く意識と何ら変わらないものである。

漢文日記は、これまで有職故実書としての実用性がかりが注目され、文学として扱われてこなかった。<sup>⑧</sup>しかし漢文日記の中には、「家の意識」だけではなく、生きてゆくための技術や教訓と共に、作者自身の生きてあるが故の苦悩があり、喜びがあり、悲しみがある。文学として扱うことに何の支障があるだろうか。漢文日記の作者が、如何なる思いを込め、どのような記述を行ったのか、解明を試み、漢文日記の文学性を明らかにしたい。

今回、題材として取り扱うのは、漢文日記の中でも残存量が多く、文学的評価の高い『明月記』<sup>⑨</sup>である。この『明月記』の内、作者藤原定家の父・俊成が危篤に陥ってから亡くなるまでの期間<sup>⑩</sup>の記事を本稿の対象とする。この箇所は夙に有名であるし、紙幅の都合もある。全文の引用はせず、簡単な紹介に止めることにする。

元久元年十一月二十六日、俊成危篤の報が、兄の成家から定家に

もたらされる。既に死期を悟った俊成は、自ら所を変えることを望み、法性寺に移される。その後は、意識もはっきりし、見舞いに訪れた定家と和歌について語り合ったりするものの、食事は摂れない状態であった。ただ、咳病のため喉が渇くのが、雪を欲しがるので、定家は家人の文義に命じて雪を届けさせた。俊成はこの雪を「めでたき物かな、猶えもいはぬ物かな」と誉め、家族がこれを隠すと、また欲しがって食った。そして、明け方に「しぬべくおぼゆ」と言い、周囲の者が念仏を唱える中、普門品をすらすらと暗唱し、また、念仏も唱えて安穩に息を引き取った。

この箇所を扱ったものとして石田吉貞氏の「俊成終焉記」<sup>⑪</sup>がある。「俊成終焉記」とは『宗祇終焉記』や『芭蕉終焉記』に準えた称で、「異彩ある大文学」と評してのことである。この記事の特徴として、臨終の克明な描写、葬送の詳細な記述を、「死の記事として『明月記』中に他に類例の無い」、「特殊な態度」で記した点を挙げられた。また、俊成の臨終の記事には、俊成や姉の会話が平仮名を用いて再現されるなどの描写の精細さに対比して、定家の悲しみを表す文字が無いことを「冷酷な愛」と呼び、驚かされている。そして、その理由を「大歌人の死を後昆に伝えようとする（略）、一種の感情を超えた、責務の様なものを感じた」ためであろうと推測されるのである。

石田氏の解説と鑑賞は、我々が俊成の死亡記事から受ける印象を代弁して余すところがない。ただし、中には幾つか訂正を要する箇所がある。まず、詳細な記述について、他に類例を見ないとされた点は否定されなければならない。臨終、遺体の処置から葬送、四十九日法要まで、子細に記す方法は、有職故実を伝える儀式書に匹敵し、『明月記』中、同様の記事は、後白河法皇、九条良経の妻、西園寺実経の妻、春花門院、藻壁門院、後堀河院の記事に見えるから俊成の記事だけが特別であるとはいえない。次に、感情表現の乏しい理由に、大歌人の死を後昆に伝える責務を挙げておられるが、漢文日記が「家の日記」として、子孫への披見を前提に書かれるという性質からすれば、責務感は素よりのものである。そして、『明月記』中の死亡記事を通覧したところ、儀式書的な記事に於ける感情表現は、若年・壮年の頃の記事には少なく、出家後の日記には端的に書き表される傾向が見られた。よって、俊成の死亡記事に悲嘆を表す文字が無いのは、定家の年齢と、彼の置かれていた立場故と考えた方が、より正当であると思われる。

## 二

俊成終焉記の中で最も印象的なのは、定家が届けさせた雪を、今際の際の俊成が喜々として貪る場面であろう。最期を看取った健御

前の話を、定家は仮名交じりで活写する。

健御前云、夜中雪尋出獻、殊令悦喜給、頻召之、其詞めでたき物かな、猶えもいはぬ物かな、猶召之、おもしろいものかな、人々頗成恐取隠之、夜半許又召出、猶尋進、有志由頻令感給、其後休息御寝、此間小僧念仏不断音、此天明之程被仰云、しめべくおぼゆ、聞此御音、忝起參御傍、申云、常よりも苦御歎、令領給、(頭注二此間、普門品令覚悟給歎由申、おぼゆる由被仰、一品令誦給、無停滞、トアリ)、申云、さらば念仏して極楽へまいらむと思食せ、又令領給、又申云、かきおこされむとや思食、又有諾御気色、召寄小冠令抱起、此男雖參、不得心在御傍、自仰云、いだきおこせ、此間我還入本所、打臥之程三、奉抱起之間、延寿御前、あの御顔のとありつれば、又起奉見、事外くるしげ二見えつれば、近寄小僧奉令勸念仏御気色安穩に令終給也、聞之歎之中聊慰心奉見之間、遂以御氣絶了、奉伏了、(元久元年十一月卅日条)

容態が悪化して以来、欲しがり続けていた雪であったが、定家から探し出すよう命じられた家人がそれを俊成のもとに届けたのは、夜も更けてからのことであった。俊成の悦びは一通りでなく、「めでたき物かな、猶えもいはぬ物かな」と言つては雪を貪り、貪つては「おもしろいものかな」と誉め、何度も雪を口にす。あまりに

雪を食べるため、周囲の者は非常に恐れて、雪を一度は隠してしまふ。しかし、暫くすると又欲しがるので、再び探し出して差し出したところ、今度は、雪を届けた者の労に感謝していた、と言う。生々しい記述である。恐らく、虚飾は無いであろう。しかし、ここには作り事の替わりに隠されていることがある。それは、俊成の臨終の様に対する解釈である。定家は、父の死にゆく様を活写はするが、その様相に解釈を加えず、また評価の対象としていない。

『明月記』中、死についてその解釈が示される例をいくつか挙げて、まず、藤原範季の死亡記事には、

昏大内記来談、昨日午刻從二位範季卿入滅、臨終正念殊勝、手繫五色糸、念仏音不斷、往生之相現云々、異香又薫、聞之者八人、其中三人聞天樂、此間早世之大無不往生、為之如何、(元久二年五月十一日条)

臨終の様子は立派で、五色の糸を引き、念仏も途切れる事なく唱えていた。すると、良い薫りが漂って来て、天の楽が聞こえ、往生した証が実際に現れた、という。範季は後鳥羽院の岳父として権力を持つていた人物であるから、これに追従する連中も多かったのだあるう。かなり作り話めいてはいるが、逝く人にまつわる現象をして、後世を占うよすがとしていたことが伺える。

また、定家が仕えた九条兼実の日記『玉葉』にも、「終焉之体」

なる文言が見える。

先是召遣智詮阿闍梨、依在九条遲来、如此間天漸曙了、終焉之体非罪業人歟、面貌端正仰而臥之、是善人々相云々、仏殿来云、生天上歟云々、(文治四年二月十九日条)<sup>21)</sup>

これは兼実の長男、内大臣良通が亡くなった時の記事で、最期の様子や遺体の様子を根拠として、良通が善人であったこと、良い世界に生まれ変わったことを保証するのである。

何分にも高位高官の人への評なり報告であるから、割り引いて考える必要があるが、ともかく、人の死の前後の様子や事象で、その人の為人―善人が悪人か―、ひいては成仏できるか否かを判断することは、一般的な傾向であった。

次に挙げるのは、定家が旧友成時を亡くした時の記事である。

自九条告送云、成時法師此十日許有病氣、(不重)、夜前頗増称申向他所、「日来在家中」、終夜高声念仏、臨曉不断念仏声遂終、(略)自少年伺候八条院、近年出家、日夜念仏、心操頗穩便、不似近代者、依之臨終為善人歟、(建保元年正月十九日条)

ここの日はかり患っていた成時法師(近年出家して法師となっていた)は、亡くなる前日、死期を悟り場所を移った。其処で終夜はつきりとした声で途絶える事なく念仏を唱え続け、曉に迎えた死の瞬間まで念仏を唱えていた。成時法師は日頃から念仏し、温厚な性格

であつたから、善人が迎えるべき臨終の様を示したと定家は判断している。

次に逆の例を一つ挙げる。これは、前内大臣の藤原実宗の逝去の記事である。

而俄尪弱無倫、憑可念仏由被仰臥給、仍告申法印之僧都許、馳参之間、不及御言語令終給了、善人之命終已如此、可謂不思議、

(建曆二年十二月八日条)

彼の場合、容態が急変したため、僧が間に合わず、最期の言葉もなかった。これは、死を迎える準備が不足した状態で、決して望ましい死に方ではなかつたらしい。善人の最期でさえこのような酷いものなのかと、定家はやり切れなさを書き記している。

つまり、生前の行いと、臨終の様と、死後のあり方は密接にかかわるものであり、直結すべきものであつた。それ故、死期の迫つた俊成への配慮として、兼実は定家に

臨修事殊可構沙汰、善知識尤可択其器量、是多生曠劫一度大事

也、可廻秘計、為示訓比事所招請也、「今朝有召」、早々可構嘗、

(『明月記』元久元年十一月廿九日条)

後世のあり方を左右する大事な機会であるから、臨終を迎える準備は特に入念に行つこと、最期を看取る僧には徳の高い人を選ぶこと、等の心得を教えずのである。

では、俊成の死は、当時の人の理想に沿うものであつたのだろうか。例えば、安らかな、神仏の加護の下での死であつたのだろうか。先に述べたように、定家は、それについて何の評価も下していない。しかし、他の死亡記事と比較してみると、最後まで意識が正常であつたこと、念仏を唱えて亡くなつたことから、後世に期待が持てる状態であつたことは推測できる。特に、念仏については、『明月記』中、臨終に念仏を唱えたという記事が、俊成の例の他に十三件<sup>22</sup>見られる。そして、念仏が往生を約束し、善人の証明であると明記した例は、先に挙げた藤原範季の例、成時法師の例と、次の藤原基房の姉娘の例を含めて三例ある。

菩提院禅閻姫君「当時之腹、亜相一腹」、昨日辰時入滅云々、

(略) 自其夜高声念仏音不絶、十七日辰時終「往生無疑云々」、

(寛喜二年九月十九日条)

これらの例のように、最期に念仏を唱えた人は、「往生無疑」と断定されるのであつた。

また、死に臨んで正気を保っていることも、念仏ほどではないにせよ、褒められるべきことであつた。定家は晩年、自らの死に方の理想として、

只逃群盜之殺害惡病之忽然、遂剷除之本意、臨終正念、(天福

元年五月廿五日条)、

群盗に殺されたり、悪い病で急死することなく、仏の加護を受けられる状態で、正気のまま最期を迎えたいと述べている。また、実際に亡くなった人についても、教雅朝臣の母の入滅の様子をして、「去十六日午時臨終正念而入滅云々、実善人歟」（寛喜二年八月廿八日条）と評している。

俊成の場合も、戒を授けられた時、「毎度よくおもへど慥」かに言ったり、息を引き取る前に普門品を停滞無く読み上げたりと、昏睡状態にはなかった。よって、「摠甚分明御坐」―意識が最期まで乱れなかった―ように見え、理想通りの大往生を遂げたかに見える。しかし、先に触れた雪を貪る様などは、果たして正気と呼べるものであつたのか、疑問を抱かざるを得ない。

既に三木紀人氏によって疑問が呈せられているが、元久元年十一月廿九日条「此病之後令願求雪給、未尋出之間頻被怨仰」とあるように、発病以来雪を求め続けていた俊成の願いを、定家以外の家族は無視していたのは何故か、また、漸く届いた雪を、俊成が貪るからといって、家族が途中で隠してしまつたのは何故か、という点とも関連する。

他の死亡記事と比較して見ると、本来、これは書かれてはならない状況であつたと推測される。すなわち、病床において発せられる言葉のうち、通常とは異なる物言いがあつた場合には、これを邪気

によるものと考えていたようである。

例は少ないけれども、寛喜二年九月七日に逝去した承明門院姫宮の臨終を語る、定家の娘の黄門局の説明にそれが伺える。

秉燭以後俄振給、有御言語「邪氣詞也、本性惣御詞少云々」（寛喜二年九月九日条）

ここでは、どのような事を口走つたのかは分からないが、「邪氣詞也」と断定しているところから察するに、普段とは明らかに異なる内容なり、言い方であつたのであろう。

また、定家の姉の健御前が危篤に陥つた折りの、建暦二年八月十四日条には、発言内容までが記されていて大変興味深い。彼女は、既に八月八日の時点で、「言語正念聊無違乱、但猶不受一滴之水」という重体で、死が間近に感じられる中で、奇怪な発言である。

嵯峨自夜部又有重惱氣、有狂言等、口痛千人トフたり坐タルなど云事也、又云、如縮身云々、看病之輩稱靈氣由云々、罪報之身不可必然、

幻影でも見たのか、「口痛千人トフたり坐タル」等と、全く意味不明の事、「狂言」を口走るので、周囲はこれを霊が取り憑いたためと判断した、という。定家が、最期の言葉になる可能性のある言葉を仮名交じりで記しているのも、俊成の死亡記事に共通して興味深い。が、ここで注目したいのは、「罪報之身不可必然」の部分である。

靈に取り憑かれるのは、必ずしも罪の報いではない、という程度の意味である。このことは、つまり、邪気に取り憑かれるのは罪の報いとして理解されていたことを示すものではなからうか。健御前は、自分を看護している者が死穢に触れぬよう帰宅を促す配慮と覚悟を持ち、念仏する姿が「誠可謂善人」と書かれる人物である。しかし、それでも猶、周囲の者たちが、不可解な発言や苦しむ原因に靈気を挙げるのに対して、「このような善人でも、靈に取り憑かれることがある」と姉を弁護する言を書き添えねばならない程、深刻な問題であった。

俊成の死亡記事に帰れば、俊成が雪を求めても家族がこれを取り合わなかったのは、それを邪気によって発せられた詞であると判断したためと考えれば理解できる。また、俊成が喜々として雪を食るのを見てこれを取り隠した「顔成恐」とは、幼児返りや末期の錯乱に対するいたずらな恐れ<sup>⑤</sup>ではなく、邪気に対する明確な恐怖心である。そして、その邪気とは、概ね罪業の深い人間に取り憑くものであったから、俊成にとつて不名誉なことであった。では、忌まわしい症状を呈する俊成の願いに、唯一耳を傾けた定家の気持ちはどのようなものであったのだろうか。

三

俊成が「めでたき物かな、猶えもいはぬ物かな、猶召之、おもしろいものかな」と愛でた雪は、直接的には文義によつて届けられたものである。しかし、文義に雪を探し出すよう命じたのは定家である。亡くなる前日の二十九日、

參病者御許、此病之後令願求雪給、未尋出之間頻被怨仰、仍云、付文義令尋求、

俊成の下を訪れた定家が、雪が欲しいのに未だ誰も持つて来ないという、俊成の「頻」りの恨み言を聞いて、文義に申し付けたのである。実のところ、文義に指示を出した時、定家も内心では俊成が本心からそれを欲しているのか、半信半疑であった。翌三十日に記された俊成の喜びや、「有志由頻令感給」という雪を届けた者への感謝の言によつて、その要求がうわごとの類でなかったことが証明されるものの、二十九日夜の時点ではまだ確信を得るに至っていない。

文義自北山求出送雪、夜半許所留置、青侍来云、今夜閉御、此事還不吉由人々申、又御喉鳴事殊増、予所思八、御喉八依喘氣、病令鳴給歎、頻召冷物間咳病故鳴歎、

その日の終わりに、青侍から俊成の喉が鳴っていることを告げられ、定家は喉の鳴るといふ症状について、自らの見解を次のように示し

ている。俊成の喉が鳴るのは、「喘氣病」(喘息か)のためであり、雪を欲しがるのもそのためであろうかと言うのである。これは、裏を返せば、邪氣の詞に躍らされたのではなく、病氣の対症療法に資するために雪を探しに行かせた、という言い訳である。事実、当時の病氣治療の方法として、雪を使って熱を下げるのがあったらしいから、定家が雪を探させるのは良識ある行動と言えよう。しかし、その理由として喉が鳴ることを以てしたのは、如何であろうか。これはかなり苦しい言い訳ではなかったか。何故ならば、喉が鳴るといふ症状は、死の前兆としても表れる症状だからである。

後堀河院崩御の記事は、息子の為家が側近くに侍していたことから、彼の報告により、臨終の様が俊成のそれに匹敵するほど詳細に記されているのであるが、そこには

御喉鳴りてやかて御氣絶、其後勿論驗者被尋、群參全無註(文曆元年八月六日条)

とあり、喉が鳴った後の呼吸停止には、蘇生の可能性が無いことを了解している。摂政従一位藤原教実の逝去の記事には、

円善只今危急之由、聞人有不請之氣、彼御雜言等以後、御形貌已下皆違例、死相已令顯給、彼一人不見知、及辰時御喉鳴、已

事令切給、(嘉禎元年三月廿八日条)

他の死相よりも死に直結した症状として、「喉鳴」が書かれている。

この例は定家晩年の記事のため、俊成が亡くなる当時はまだ、喉が鳴ることが死を意味すると知らなかった可能性もある。しかし、「今夜閑御、此事還不吉由人々申、又御喉鳴事殊増、今夜は苦しまず静かであるが、この小康状態はかえって不吉であるという人達があり、また喉が今までも増して鳴っている、という青侍の報告からすれば、緊急の度合いを定家は察していなければならぬ。にもかかわらず、このような詭弁を弄したのは、父の最期の願いを叶えてやりたいという情愛からではないだろうか。

石田吉貞氏の「俊成終焉記」において指摘されているように、『明月記』には、俊成が危篤に陥ってから逝去、葬送、四十九日の法要に至るまで、悲嘆を表す文字は無い。ここを以て氏は、定家の俊成に対する感情を「冷酷な愛」と呼ばれたが、親を失う大きな悲しみが言葉という形をとらないのは寧ろ当然で、動揺の形で現れる方が普通であろう。

俊成は九十一歳という高齢であるから、定家とて「更不可馮<sup>㊦</sup>」と覚悟は出来ている。だが、一方で、子であれば親には生きていて欲しいと願うのも当然である。十一月二十九日の日中、定家呼び出した九条兼実から、

臨修事殊可構沙汰、(略)早々可構嘗、又痛骨事ハ、湯體<sup>ニ</sup>馬の食スル物ヲ入<sup>テ</sup>天、上<sup>ニ</sup>敷席ムス、第一タスカル事也、可試此事

と、最期を迎える準備についての懇切な指示や、病氣治療の知識と同時に与えられた「第一タスカル事也」、まず回復するよう努めなさい、という言葉に触発された面もあろう。微かな希望をつなく為に、絶望的な情報を「喉が鳴るのは病氣のためか」と故意に誤謬を犯すのである。そして誤謬のその上に、「雪を欲しがるのも病氣のため」と、邪氣の疑いを退ける言い訳を重ね、家人に雪を探し出すよう命じる。記録者の冷静さとは裏腹に破綻した理屈は、人間として、息子としての定家の脆く崩れそうな感情の表れである。

## 四

先に見た、俊成の死の床での忌むべき様相や、自分の犯した死相についての判断の誤りを、定家は何故書き記したのであろうか。その原因としては、まず、従来の漢文日記観に従えば、殊更に事実を歪めて書くことを善しとせず、記録性が優先される日記という形式による制約<sup>③</sup>が考えられる。これは、漢文日記は子孫に故事・典例を示すという他見を前提とした性格のため、著しい虚偽の創作は難しく、また、原則として日々書き継がれるため、後年に回想して作品化される仮名日記のような、事実記録からの発展がない、<sup>④</sup>という考え方である。しかし、漢文日記が日々書き継ぐものであっても、他見は既に前提であるから、自らに都合の良いことは記し不都合なこ

とは伏せておく等、記事の操作は十分ありうる。また、後に記事の整理をし、好ましくならざる記事を除く事も可能である。事実、辻彦三郎氏の研究<sup>⑤</sup>に拠って『明月記』の若年の頃の記事は「記事の善し悪しに因るものかどうかは別にして」、定家が自ら整理・清書したことが明らかにされている。してみると、俊成の死亡記事については、俊成にも定家にも不名誉な記事が削除されることなく残っているのは、そこに定家の何らかの意図が働いていたとみるべきであろう。

その理由は、俊成の述べたという「有志田頻令感給」にあると思われる。

定家が行きかせた雪を、俊成は喜んでこれを召した。周囲が、また邪氣に取り憑かれたのかと疑うほど、これを愛玩した。そして、「有志田頻令感給」の誉言である。現代語に訳すのは難しいが、私の事をよく思ってくれていたのだなあ、というところであろうか。

実際には、これを俊成に差し出した者、或いは雪を探しに行った家人の文義への感謝の言葉であったのかもしれない。しかし、雪が定家の命によって運ばれたことを知る我々には、それが、定家に向けて発せられた褒誉と映る。恐らく定家も、それを自分に対する評価として受け止めていたのではあるまいか。志有る由、その言葉により、最後まで父と自分とは心が通じ合っていたこと、それを確認できたのである。そして、こうした両者の強い結び付きは、和歌の家

御子左家の継承を裏付けるものとして読み取れる。歌人俊成の後継者を強く自覚していた定家<sup>④</sup>にとって、「有志由頼令感給」を引き出した雪は、俊成と定家を結ぶ絆の具象である。

## 結

以上、見て来たように、俊成の臨終の様子は、穏やかなものであったと言いが難い。だが、「邪氣」についての明言が避けられていることで、現代の我々には、あたかも俊成が静かに逝ったように感じられる。定家は、父俊成の死を記述するにあたり、紫雲をたなびかせたり、天人を舞わせたりといった類いの虚飾を施してはいない。その点では、感傷の希薄な、描写に徹した記述ではある。しかし、「摠甚分明御坐」と敢えて書き、念仏を唱えたこと、受戒の際には「慥」かに、と強調して意識がはっきりしていたことを書く。加えて、頭注を以てして「此間、普門品令覚悟給歎由申、おほゆる由被仰、一品令読給、無停滞」と、仏の加護を確信させる状態を記すのは、父の往生を願うての意図的な記事の操作といえるだろう。何事であれ、人に物事を伝えようとする時、自ずと題材が選別され、事実<sup>⑤</sup>に解釈を加えた、伝えるべき内容に整えられる。虚飾を加えないとされる漢文日記も、作者の都合や感情に根差した取捨選択を経て著されたものである。『明月記』の俊成死亡記事においても、丹念

に読めば、それは単なる記録ではなく、作者の意思による記事の操作が施されたことが見出せた。父俊成の最期を汚しかねない「邪氣」への言及を省き、意識が確かであったこと、仏の加護が疑いない状況を強調する。それは伝えるべき形への精練である。詳述された俊成の死は、淡々とした筆致故に凄絶で印象的であり、定家の意思の下に描き出された理想の死を子孫という読者に伝えることとなった。俊成の死亡記事は、漢文日記であるが故に書き得た作品なのである。

## 注

- ① 石田吉貞「中世の日記・紀行文学」、『岩波講座 日本文学史 中世』(岩波書店、昭和三十三年四月二十四日発行)。
- ② 久松潜一「日記文学の本質」(『国文学』昭和四十年十二月号)、「日記文学の系譜」(特集)。
- ③ 玉井幸助「日記文学概括」(『解釈と鑑賞』昭和二十二年八月号)、「日記文学の研究」(塙書房、昭和四十年十月十日初版に所収)。
- ④ 石田吉貞「漢文日記について」(『国語と国文学』昭和三十二年十月特集号)、「新古今世界と中世文学」(下、北沢図書出版、昭和四十七年十一月十五日発行)に所収。
- ⑤ 位藤邦生「漢文日記研究序説—文学性発見の視座—」(『広島中世文学研究会』『中世文学』五十号前集、昭和四十七年六月一日発行)。
- ⑥ 前掲 注①論文。
- ⑦ 松園齊「日記の家—中世国家の記録組織—」(『吉川弘文館』平成九年

- 八月一日発行)。
- ⑧ 池田龜鑑、日記はどつて文学たりうるか(一)、解釈と鑑賞、昭和二十九年一月号、『日記・和歌文学』至文堂、昭和四十四年六月十日発行に所収。
- 木村正中、「日記文学の成立とその意義」(一)、解釈と鑑賞、昭和三十八年一月号)。
- 福田秀一、「日記文学序説」(一)、中世文学論考、明治書院、昭和五十年五月三日発行)。
- ⑨ 国書刊行会編、『明月記』(明治四十五年二月廿五日印刷、同月廿九日印刷発行、昭和十年十月三十日合冊発行) 緒言。
- 佐伯真一、「動乱期の記録と文学」(一)、岩波講座 日本文学史 第四巻、変革期の文学I、平成八年三月八日 第一刷発行、所収) など。
- ⑩ 元久元年十一月二十六日から同月三十日まで。猶、本文は前掲注⑨『明月記』による。なお旧字体及び異体字は、適宜通行字体に改めた。なお細字による注記は( ) をもって示し、割注は「」をもって示した。
- ⑪ 石田吉貞、「俊成終焉記」(初出「学苑」第百五十九号、昭和四十四年十一月、『明月記』と俊成の死) のち、「俊成終焉記」と改題、前掲注④『新古今世界と中世文学』所収) (いま後者による)。
- ⑫ 橋本義彦、「部類記について」(高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究、続群書類従完成会、昭和四十五年六月十日発行)。
- 五味文彦、「明月記の史料学」(青史出版、平成十二年七月三十一日発行)。
- ⑬ 建久三年三月十三日崩御。
- ⑭ 正治二年七月十三日逝去。
- ⑮ 建暦元年十一月八日薨去。
- ⑯ 安貞元年八月七日逝去。
- ⑰ 天福元年九月十八日薨去。
- ⑱ 文暦元年八月六日崩御。
- ⑲ 元久元年十一月三十日条、「御病危急不被具件文、不可然事」との頭注がある。
- ⑳ 一例を挙げると、注⑬の記事(定家三十一歳)には、後白河法皇の崩御を嘆く言葉は見受けられない。注⑯の記事(定家七十三歳)になると、後堀河院崩御の報に触れた心情が、「悲歎不知手足所措」と率直に語られる。
- ㉑ 『玉葉』第三、国書刊行会編(明治四十年三月二十日印刷、明治四十年三月二十五日発行)。
- ㉒ 治承五年正月十四日条/建久三年三月十三日条/建保元年正月十九日条/建保元年四月二十七日条/嘉禄元年五月十八日条/嘉禄二年五月三日条/安貞元年閏三月十日条/安貞元年四月六日条/安貞元年八月七日条/寛喜二年閏正月十六日条/寛喜二年九月十九日条/文暦元年八月八日条/嘉禎元年三月二十八日条。
- ㉓ 三木紀人、「俊成と雪」(『和歌文学の伝統』角川書店、平成九年八月)。
- ㉔ 『明月記』建暦二年八月九日条。
- ㉕ 前掲注⑫論文。
- ㉖ 梶原正昭、「鑑賞日本の古典」11 平家物語、尚学図書(小学館、昭和五十七年六月十日発行)、「入道逝去」の段の注を参照させて頂いた。
- ㉗ 元久元年十一月廿六日条/同月廿八日条。
- ㉘ 斎木一馬、斎木一馬著作集、古記録の研究、上、「古文書と古記録二」、日記・記録の語義(吉川弘文館、平成元年三月十日発行)。
- ㉙ 森田兼吉、「和泉式部日記論攷」第七章、「日記の語義とその展開」(笠間書院、昭和五十二年十二月二十四日発行)。

石原昭平『平安日記文学の研究』序章「日記と日記文学」、第一章「日記文学の発想」(勉誠社 平成九年二月二十五日発行)。

③④ 辻彦三郎『藤原定家明月記の研究』(吉川弘文館 昭和五十二年五月十日発行)。

⑤ 五味文彦『藤原定家の時代』(岩波新書178、岩波書店 平成三年七月十九日発行)。

手崎政男「定家が官位を熱望したこと背景」(富山大学文学部文学紀要「第9号、昭和三十五年一月)。

谷山茂「定家と世俗」『国文学 解釈と鑑賞』第四十二卷八号 昭和五十一年六月。新古今集とその歌人。角川書店 昭和五十八年十二月十日発行所収)。